

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人グリーンセンター福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者を常勤の役員という。
- (3) 役員のうち、常勤役員以外の者を非常勤の役員いう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける報酬である。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

- | | |
|------------|----|
| (1) 非常勤の役員 | 報酬 |
| (2) 評議員 | 報酬 |

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の非常勤の役員の報酬総額は、年間 700,000円以内とする。

- 2 非常勤役員の報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 3 評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 非常勤役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成30年3月10日(評議員会の議決日) から施行する。

別記1 非常勤役員の報酬

理事：理事会等会議へ出席	1人一律12,000円(税控除後の手取り額)
監事：監事監査等への出席	1人一律12,000円(税控除後の手取り額)

別記2 評議員の報酬

評議員会への出席	1人一律12,000円(税控除後の手取り額)
----------	------------------------